	第44条第１項（償却費）	00385	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第44条第１項)	00386	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第44条第１項）	00387	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
事業革新設備等の特別償却	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第44条の２第１項又は平成23年旧措置法第44条の３第１項）	00104	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第44条の２第２項又は平成23年旧措置法第44条の３第２項）	00107	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第44条の２第３項又は平成23年旧措置法第44条の３第３項）	00110	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
共同利用施設の特別償却	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第44条の４第１項）	00113	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第44条の３第１項（償却費）	00313	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第44条の３第１項)	00314	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第44条の３第１項）	00315	法規別表十六(九)「９」の欄の金額

様式第１の記載要領第四号の表特定農産加工品生産設備等の特別償却の項中「別表十六（九)「20」」を「別表十六（九)「８」」に改め、「(同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額)」を削り、「又は平成23年旧措置法第44条の５第１項（償却費」を「(償却費」に、「第11項（特別償却準備金)(第44条の４第２項又は平成23年旧措置法第44条の５第１項」を「第11項(特別償却準備金)(第44条の４第２項」に改め、同表特定高度通信設備の特別償却の項中「第44条の５第１項」を「平成25年旧措置法第44条の５第１項」に、「別表十六（九)「20」」を「別表十六（九)「８」」に改め、「(同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額)」を削り、同項の次に次のように加える。

特定信頼性向上設備の特別償却	第44条の５第１項（償却費）	00451	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00452	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）	00453	法規別表十六(九)「９」の欄の金額

様式第１の記載要領第四号の表特定地域における工業用機械等の特別償却の項及び沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

特定地域における工業用機械等の特別償却	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第45条第１項の表の第１号イ）	00119	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	平成25年旧措置法第45条第１項の表の第１号イ（償却費）	00322	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金)(平成25年旧措置法第45条第１項の表の第１号イ)	00323	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成25年旧措置法第45条第１項の表の第１号イ）	00324	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第45条第１項の表の第１号イ又は平成25年旧措置法第45条第１項の表の第１号ロ（償却費）	00120	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金)(第45条第１項の表の第１号イ又は平成25年旧措置法第45条第１項の表の第１号ロ)	00121	法規別表十六(九)「８」の欄の金額